

## 林野庁共済組合員のみなさまへ

(組合員番号に2桁の枝番号が付番されることについて)

皆様の組合員証に記載される組合員番号は、これまで組合員本人及び被扶養者は世帯単位で同一の番号となっていました。令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証としても利用可能となることに先立ち、令和2年10月からは、個人単位とすることを目的として、組合員番号に2桁の枝番号が付番されることとなりますので、お知らせいたします。

本人(組合員)	令和 年 月 日
林野庁共済組合 組合員証	
記号 10	番号 1234567 (枝番) 00
氏名	〇〇 〇〇
生年月日	年 月 日 性別
資格取得年月日	年 月 日
発行機関所在地	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
保険者番号	31131113
名称	林野庁共済組合 〇〇支部
	印

10月以降に発行される組合員証は、ここに枝番が印字されます

令和2年10月以降は、・・・？

- 今お使いの組合員証については、そのままお使いいただけます。
- 10月以降に、人事異動等により新たに組合員証が発行されるときには、2桁の枝番が印字されたものとなります。
- 2桁の枝番号は、組合員本人は「00」、被扶養者は「01」～となります。
- 医療機関を受診する際等に、枝番号を問われることはありません。

林野庁管理課福利厚生室 共済組合給付班